

食品等の自主回収の報告の義務付け (平成25年4月1日～)

平成25年4月1日から、山梨県食の安全・安心推進条例第27条の規定に基づき、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止の観点から「**特定事業者**」(※1)が食品等(食品、添加物、器具又は容器包装)の「**自主回収**」(※2)を行う場合、**その着手時及び終了時に管轄の保健所への報告を義務付け**、その情報を県ホームページで公表し、広く県民に周知する制度(自主回収報告制度)が始まります。

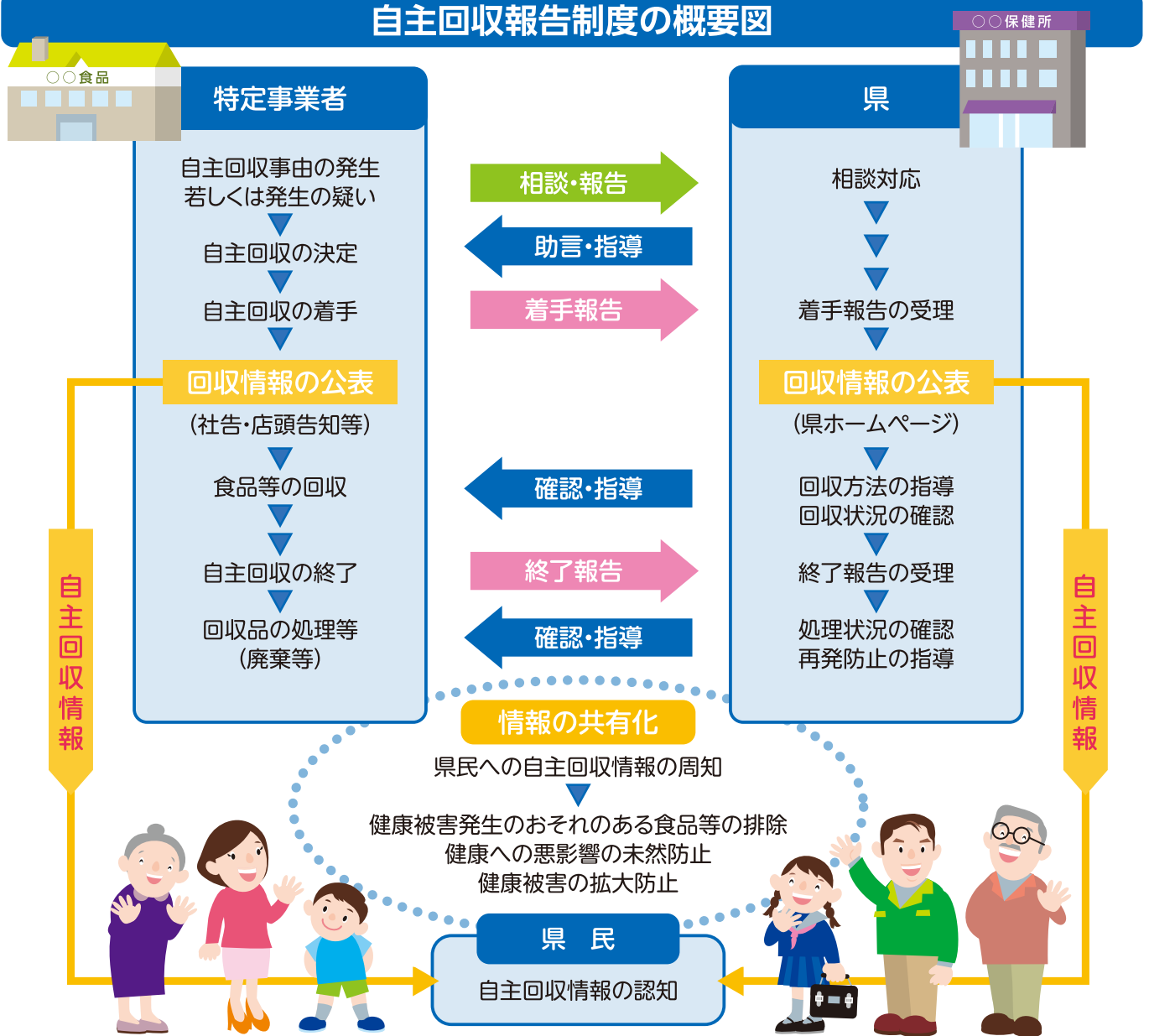
※1「特定事業者」

食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業(食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業)を行うための施設を有するものをいいます。

※2「自主回収」

特定事業者が、その製造、輸入、加工又は販売した食品等について、自主検査や消費者からのクレーム等により自ら食品衛生法違反、又はその疑いがあることに気づき、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止のため、自らの判断で回収を決定し、実施することを指します。したがって、食品衛生法第54条第1項の規定による命令を受けて回収する場合は本制度の「自主回収」に含まれません。

自主回収報告制度の概要図



山梨県食品衛生法施行条例では、食品等による健康被害情報を入手した場合、又は食品衛生法に違反する事実を発見した場合、知事への報告が義務付けられています。

山梨県食の安全・安心推進条例で報告を義務付ける部分

報告対象となる食品等の範囲



- 1食品(食品衛生法第4条第1項)……………すべての飲食物
- 2食品添加物(食品衛生法第4条第2項)……………保存料、発色剤、甘味料等
- 3器具(食品衛生法第4条第4項)……………食器、箸、食品製造に使用する機械等
- 4容器包装(食品衛生法第4条第5項)……………びん、缶、樹脂パック、袋等

自主回収報告制度で報告を義務付ける食品等の範囲

報告の義務あり

回収事由	違反・不良の内容
食品衛生法違反	事業者の自主検査等により食品衛生法違反が判明したもの <ul style="list-style-type: none"> ◆有害な食品又は添加物の販売禁止違反(食品衛生法第6条) ◆病畜に由来する食品の販売禁止違反(食品衛生法第9条) ◆指定外添加物の使用禁止違反(食品衛生法第10条) ◆食品又は添加物の規格基準違反(食品衛生法第11条) ◆公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大広告の禁止違反(食品衛生法第20条)
	表示基準違反(食品衛生法第19条違反)のうち健康への悪影響のおそれがあるもの <ul style="list-style-type: none"> ◆消費期限の表示違反 ◆賞味期限の表示違反(※) ※「本来の賞味期限よりも著しく後の年月日が表示されている」、「賞味期限の表示が欠落している」等の理由により、安全性を欠くおそれがあるものに限る。 ◆特定原材料(アレルギー物質)の表示違反 ◆保存の方法の表示違反
	上記以外の表示基準違反(食品衛生法第19条違反) (例) 製造所所在地、製造者氏名の表示違反 (例) 遺伝子組換え食品の表示違反 (例) 食品添加物の表示違反
その他	様々な状況から食品衛生法に違反しているおそれがあることを自ら発見し、人の健康への悪影響を未然に防止するために自ら回収するもの (例) 複数の消費者から変な臭いがするとの苦情があった。 (例) 一日の作業終了時の製造ライン点検で金属メッシュが破損していることが判明し、食品に混入している可能性が考えられる。 (例) 他の食中毒事例の原因食品と同じ食品を原材料として使用して製品を製造していた。
	健康への悪影響のおそれがほとんど考えられないもの (例) 原産地表示の誤り(JAS法違反) (例) 品質上(安全面での品質を除く)の問題 (例) 軟質異物(毛髪、ビニールなど)が単発的に混入した

報告義務に違反した場合の措置 (山梨県食の安全・安心推進条例第30条)

1自主回収の報告をしない、又は虚偽の報告をした場合

県は、特定事業者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができます。

2正当な理由なく1の勧告に従わない場合

県は、県公報への登載、県ホームページへの掲載等の方法により、勧告を受けた者の氏名及び住所、勧告の内容、勧告に従わない旨を公表することができます。

自主回収に関する相談・報告先 管轄の保健所(衛生課)

保健所名	所在地	電話番号
中北保健所	甲府市太田町9-1	055(237)1382
中北保健所峡北支所	韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎 1階	0551(23)3071
峡東保健所	山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎 1階	0553(20)2751
峡南保健所	南巨摩郡富士川町鵜沢771-2 南巨摩合同庁舎2階	0556(22)8151
富士・東部保健所	富士吉田市上吉田1-2-5 富士吉田合同庁舎2階	0555(24)9033